広報 としま 号外　2021年2月5日号

新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日(日)まで延長になりました

村民の皆様へ

令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言が、期間延長となりました。

1月中旬以降、全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向となり、入院者数も減少がみられますが、重症者数や死亡者数は引き続き高い水準にあり、医療機関はひっ迫した状態が続いています。

感染拡大防止のため、人流を強力に抑制することを最優先し、

(1) こまめな手洗い、マスク着用、三密の防止の基本的な感染予防対策の再徹底

(2) 出島の予定がある方は、本当に今出島する必要があるかを見極め、可能であれば出島の延期や時期の見直し

(3) 日中も含めた不要不急の外出の自粛

についても、引き続きご協力をお願いします。

村民の皆様には、すでに多大なご負担をいただいており、大変心苦しいところですが、解除に向け、どうか今しばらくの我慢をお願いします。

利島村長　前田福夫

緊急事態宣言の内容	
対象期間	令和3年1月8日 ～ 3月7日まで延長
対象区域	栃木県（2月7日まで）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
解除判断	1週間あたりの平均感染者数が10万人あたり25人を下回る、国の基準で「ステージ3」に引き下げられる、感染の状況や医療のひっ迫の状況、など総合的に判断する。

緊急事態措置の内容	
	・飲食店などで午前5時から午後8時までの営業時間短縮。 ・酒類の提供は午前11時から午後7時までに制限。 ・宅配やテークアウトは対象外。
	・日中も含め、通院や買い出しなどを除き、徹底した不要不急の外出・移動の自粛。
	・テレワークを推奨し、職場での出勤者数の7割削減を目指す。必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制。
	・イベントは「最大5000人かつ収容率50％以下」に制限。 ・午後8時までの営業時間短縮。感染防止対策の徹底。
	・感染リスクの高い部活動の制限。 ・一斉休校は求めず、入試などは予定通り実施。

緊急事態宣言　延長前後の違いについて

　対象地域で要請してきた外出や移動の自粛について、「日中を含め」と新たに明記されたほか、緊急事態宣言を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除することとされました。

感染拡大への警戒が特に必要です。

「手洗い、マスク着用、３密を避ける」といった基本的な感染予防策を、あらゆる場面で徹底してください。

緊急事態宣言期間中の利島村について

飲食店	午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで）の時短営業にご協力をお願いします。
会合	今出かける必要がない会合は自粛を。日中に加え、特に午後8時以降の外出はご遠慮願います。
観光客	観光目的に限って来島自粛を要請 × *※ご協力いただいた民宿には15万円の支援金を村より支給します（1/8-2/7で15万円、2/8-3/7で15万円）*
出島・帰島	必ずしも今出かける必要がない場合は、出島の自粛を
親族などの帰省・帰島	必ずしも今帰ってくる必要がない場合は、帰島・帰省の自粛を
診療所	感染予防対策を講じて、現行通り実施
歯科診療	感染予防対策を講じて、現行通り実施
専門職来島	感染予防対策を講じて、現行通り実施
子育て広場	感染予防対策を講じて、現行通り実施
ヨガ	× 休止
デイケア	感染予防対策を講じて、規模を縮小し実施
イブニングケア	感染予防対策を講じて、現行通り実施
高齢者居場所作り事業 オレンジカフェ	× 休止
保育園	感染予防対策を講じて、現行通り実施
高齢者 デイサービスセンター	感染予防対策を講じて、現行通り実施
小・中学校	感染予防対策を講じて、現行通り実施
学童保育	感染予防対策を講じて、現行通り実施
体育館 テニスコート	感染予防対策を講じて、現行通り実施
勤労福祉会館	図書館部分のみの限定開館。 長時間の滞在は制限
交流会館	感染予防対策を講じて、利用を限定
郷土資料館	× 休館
工事	感染予防対策を講じて、工事を実施

新型コロナ相談窓口

一般相談

新型コロナコールセンター

☎0570-550571

●年末年始も対応、9時～22時
●感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など
※ファクシミリでの相談 **03-5388-1396**
（聴覚に障害のある方等、電話での相談が難しい方向け）

発熱したときは

東京都発熱相談センター

☎03-5320-4592

●年末年始も対応、24時間
●かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合など
（かかりつけ医のいる方はかかりつけ医に電話でご相談を）
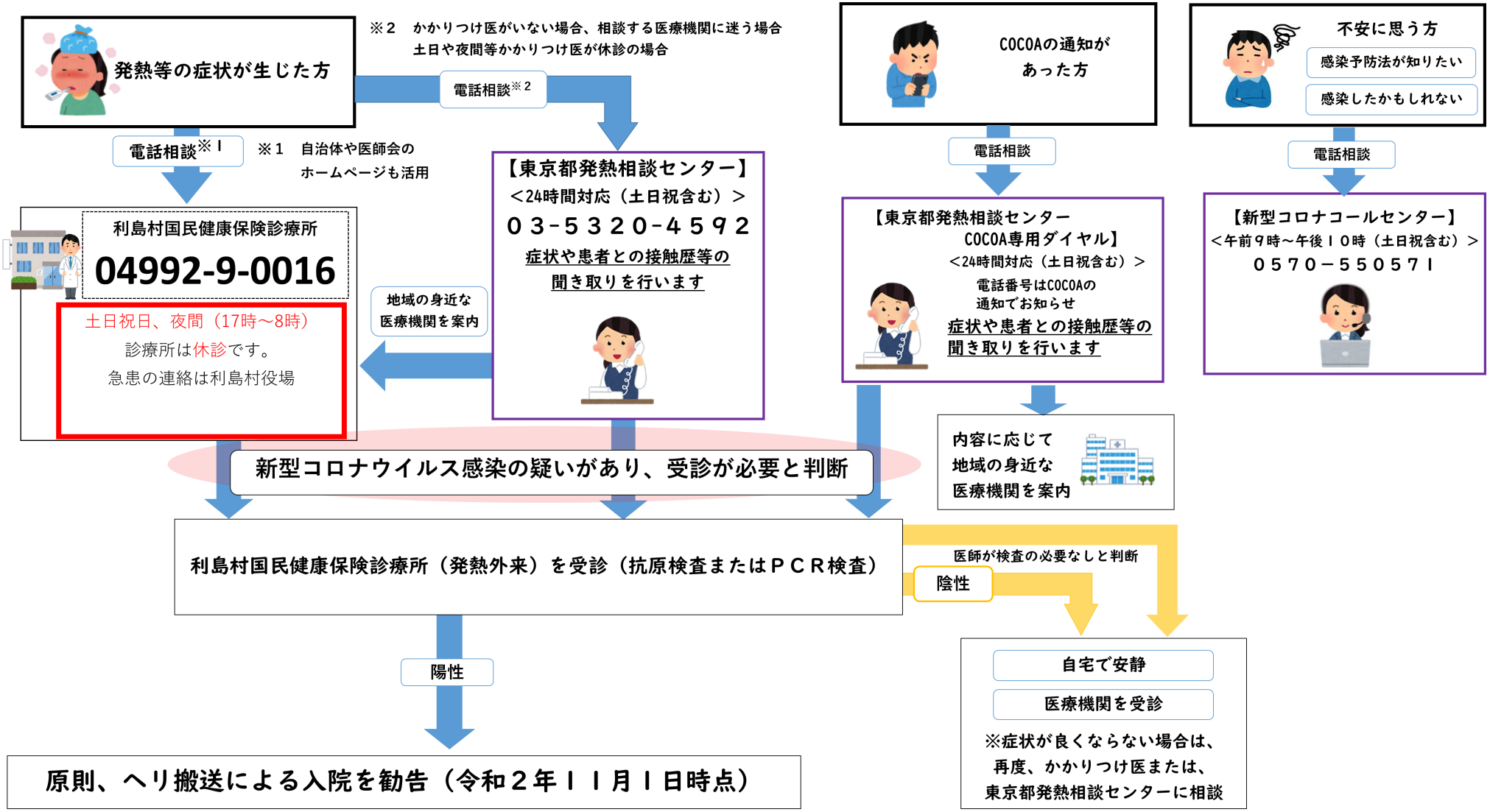
村民の皆様へ　～新型コロナウイルス感染症が心配なときのフローチャート～（11月1日時点）